



# 長野県報

4月24日(月)  
平成29年  
(2017年)  
第2869号

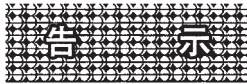
## 目次

### 告示

- 救急病院等を定める省令に基づく救急診療所の認定(医療推進課)..... 1
- 長野県希少野生動植物保護条例に基づく保護回復事業の事業計画の認定(自然保護課)..... 1
- 総合特別区域法に基づく指定法人の指定(産業立地・経営支援課)..... 1
- 保安林予定森林にする旨の通知(3件)(森林づくり推進課)..... 2
- 公共測量の終了(5件)(建設政策課)..... 2
- 道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)..... 3
- 地方自治法に基づく包括外部監査の事務の補助について(監査委員事務局)..... 3
- 特定計量器の定期検査の実施(ものづくり振興課)..... 4

### 公告

- クリーニング師試験の実施(食品・生活衛生課)..... 7
- 土地改良区役員の就退任の届出(4件)(農地整備課)..... 7
- 土地改良区役員の退任の届出(2件)(農地整備課)..... 9
- 特定調達契約に係る一般競争入札(4件)(道路管理課)..... 9
- 警備業法に基づく警備員指導教育責任者講習の実施(生活安全企画課)..... 14
- 正誤(森林づくり推進課)..... 15



### 長野県告示第243号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急診療所は、次のとおりです。  
平成29年4月24日

長野県知事 阿部 守一

名称	所在地	認定の有効期限
医療法人慈修会 上田腎臓クリニック	上田市住吉322	平成32年5月8日

医療推進課

### 長野県告示第244号

長野県希少野生動植物保護条例(平成15年長野県条例第32号)第32条第3項の規定により、次の保護回復事業の事業計画を認定しました。  
平成29年4月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 認定を受けた者の住所及び氏名  
長野市篠ノ井山布施451-1  
ぼんすけ育成会 会長 小林 和子
- 2 認定を受けた保護回復事業の事業計画  
ぼんすけ育成会シナイモツゴ保護回復事業計画

自然保護課

### 長野県告示第245号

総合特別区域法(平成23年法律第81号)第26条第1項の規定による指定法人の指定を次のとおり行いました。  
平成29年4月24日

長野県知事 阿部 守一

名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 有効期限
平和産業株式会社	東京都港区三田二丁目2番18号	平成29年 4月14日	平成30年 3月31日
株式会社共進精工	長野県諏訪郡下諏訪町1892番地1	平成29年 4月14日	平成30年 3月31日

産業立地・経営支援課

## 長野県告示第246号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成29年4月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
長野市鬼無里字矢平沢10678のイ、10678のロ、10680のハ、10681のイ、10681のロ、10682、10684のイ
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第247号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成29年4月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上田市下室賀字天神山2017、2021から2024まで、2029、2032、2033の1、2033のロ、2034から2038まで、字長谷塚2060の1、2061、2062
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第248号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成29年4月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上伊那郡中川村大草7794、7804、7812、7814から7816まで、7818から7820まで、7988の1、7988の2
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第249号

飯山市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成29年4月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量（空中写真撮影）
- 2 作業期間  
平成28年5月31日から平成29年1月31日まで
- 3 作業地域  
飯山市

建設政策課

## 長野県告示第250号

中野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成29年4月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類

公共測量 数値修正 地図情報レベル1000

公共測量 数値修正 地図情報レベル2500

公共測量 座標補正

2 作業期間

平成28年7月4日から平成29年3月24日まで

3 作業地域

中野市

建設政策課

長野県告示第251号

飯山市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成29年4月24日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量（数値図化・数値編集2500レベル）

2 作業期間

平成28年11月7日から平成29年3月17日まで

3 作業地域

飯山市

建設政策課

長野県告示第252号

岡谷市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成29年4月24日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

2 作業期間

平成28年5月1日から平成29年3月17日まで

3 作業地域

岡谷市

建設政策課

長野県告示第253号

下諏訪町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成29年4月24日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

2 作業期間

平成28年5月1日から平成29年3月24日まで

3 作業地域

諏訪郡下諏訪町

建設政策課

長野県松本建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成29年5月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年4月24日

長野県松本建設事務所長 石井杉男

1 路線名

塩尻鍋割穂高線

2 供用を開始する区間

松本市大字笹賀500番の18地先から

松本市大字笹賀416番の2地先まで

3 供用を開始する期日

平成29年4月25日

道路管理課

長野県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成29年4月24日

長野県監査委員

田口敏子

西沢利雄

西沢昭子

小池清

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
宮本和之	東京都日野市大字上田255-13
井上光昭	神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢南町13-18
柄澤涼	長野県長野市神楽橋75-67
塚本大作	長野県松本市城西一丁目6-10
望月なつえ	長野県松本市会田700

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成29年4月17日から平成30年3月31日まで

監査委員事務局

## 長野県計量検定所告示第1号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり行います。ただし、特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項の規定により実施するものを除きます。

平成29年4月24日

長野県計量検定所長 矢澤 弥彦

区 域	期 日		場 所
	月 日	時 間	
小県郡青木村	5月26日(金)	午後1時から午後3時まで	小県郡青木村大字田沢111番地 青木村保健センター
小県郡長和町のうち和田地区	5月30日(火)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	小県郡長和町和田2872番地 長和町役場和田支所
小県郡長和町のうち古町及び 長久保地区	5月31日(水)	午前10時から正午まで	小県郡長和町古町4247番地1 長和町役場
小県郡長和町のうち大門地区		午後1時30分から午後3時まで	小県郡長和町大門1161番地1 大門基幹集落センター
東御市のうち滋野及び 田中地区	6月1日(木)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	東御市東288番地4 東御市中央公民館
東御市のうち和及び 祿津地区	6月2日(金)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	東御市鞍掛197番地 東御市総合福祉センター
中野市のうち豊田地区	6月6日(火)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	中野市大字豊津2509番地 豊田文化センター
下水内郡栄村のうち 秋山地区	6月7日(水)	午前9時から午前10時30分まで	下水内郡栄村大字塚18281番地 秋山郷活性化センターとねんぼ
下水内郡栄村のうち 西部、東部及び水内地区		午後1時から午後3時まで	下水内郡栄村大字北信3433番地 栄村役場
下高井郡山ノ内町のうち大字 平穏、佐野、戸狩及び寒沢地区	6月8日(木)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	下高井郡山ノ内町大字平穏4015番地1 山ノ内町文化センター
下高井郡山ノ内町のうち大字 夜間瀬地区	6月9日(金)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	下高井郡山ノ内町大字夜間瀬2511番地 よませふれあいセンター
下高井郡野沢温泉村	6月13日(火)	午前11時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	下高井郡野沢温泉村大字豊郷9167番地 野沢温泉村公民館
下高井郡木島平村	6月14日(水)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	下高井郡木島平村大字往郷973番地1 木島平村役場
木曾郡上松町	6月15日(木)	午前11時から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで	木曾郡上松町大字上松159番4 上松町ひのきの里総合文化センター
木曾郡南木曾町	6月16日(金)	午前11時から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで	木曾郡南木曾町大字読書3668番1 南木曾町役場
木曾郡木祖村	6月20日(火)	午前10時30分から正午まで	木曾郡木祖村大字藪原1191番地1 木祖村役場裏車庫
木曾郡大桑村		午後2時30分から午後4時30分まで	木曾郡大桑村大字長野2939番地の1 大桑村消防団第2分団詰所
木曾郡王滝村	6月21日(水)	午前9時30分から午前11時30分まで	木曾郡王滝村2830番地の1 王滝村保健福祉センター
木曾郡木曾町のうち三岳地区		午後1時から午後2時30分まで	木曾郡木曾町三岳6311番地 三岳公民館
木曾郡木曾町のうち開田高原 地区	6月22日(木)	午前10時45分から正午まで	木曾郡木曾町開田高原西野623番地の1 母子健康センター
木曾郡木曾町のうち日義地区		午後2時から午後4時まで	木曾郡木曾町日義1602番地 木曾町日義支所
木曾郡木曾町のうち福島地区	6月23日(金)	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで	木曾郡木曾町福島2326番地6 木曾町役場 本庁
駒ヶ根市のうち東伊那及び中 沢地区(吉瀬地区を除く)	6月27日(火)	午後1時から午後3時まで	駒ヶ根市東伊那2398番地20 東伊那公民館

駒ヶ根市のうち福岡、市場割、上赤須、吉瀬、町2の4～13、町3の飯坂、町4及び下平地区	6月28日(水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	駒ヶ根市赤須町20番1号 駒ヶ根市役所
駒ヶ根市のうち町1、町2の1～3、町3の中央、南割、中割、北割、小町屋及び上穂町地区	6月29日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
塩尻市のうち塩尻東、大門及び北小野地区	6月30日(金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	塩尻市大門6番町5番27号 塩尻市立体育館
塩尻市のうち宗賀地区(桔梗ヶ原区に限る)	7月4日(火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	塩尻市大字宗賀桔梗ヶ原71番地591 桔梗ヶ原公民館
塩尻市のうち宗賀地区(桔梗ヶ原区を除く)及び樋川地区	7月5日(水)	午前10時から正午まで	塩尻市大字宗賀2658番地1 塩尻市役所宗賀支所
塩尻市のうち洗馬地区		午後1時30分から午後3時まで	塩尻市大字洗馬2550番地2 洗馬農村環境改善センター
塩尻市のうち広丘地区及び片丘地区	7月6日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	塩尻市大字広丘野村2069番地1 広丘公民館
飯山市のうち瑞穂地区	7月11日(火)	午前10時30分から正午まで	飯山市大字瑞穂4174番地 瑞穂地区活性化センター
飯山市のうち木島地区		午後1時30分から午後3時まで	飯山市大字木島1011番地 木島地区活性化センター
飯山市のうち岡山地区	7月12日(水)	午前11時から正午まで	飯山市大字照岡497番地6 岡山地区活性化センター
飯山市のうち太田地区		午後1時30分から午後3時まで	飯山市大字常郷405番地イ 太田地区活性化センター
飯山市のうち常盤地区	7月13日(木)	午前10時30分から正午まで	飯山市大字常盤1498番地 常盤地区活性化センター
飯山市のうち富倉、柳原及び外様地区		午後2時から午後4時30分まで	飯山市大字小佐原6832番地 柳原地区活性化センター
飯山市全域	7月14日(金)	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	飯山市大字飯山1110番地1 飯山市役所
南佐久郡北相木村	7月19日(水)	午前11時から正午まで	南佐久郡北相木村2744番地 北相木村中央公民館
南佐久郡南相木村		午後1時30分から午後3時まで	南佐久郡南相木村4435番地 南相木村公民館
南佐久郡川上村	7月20日(木)	午後1時から午後2時30分まで	南佐久郡川上村大字大深山532番地 川上村中央公民館
南佐久郡小海町	7月21日(金)	午後1時から午後3時まで	南佐久郡小海町豊里798番地 小海町総合センター
南佐久郡南牧村	7月25日(火)	午後1時から午後2時30分まで	南佐久郡南牧村大字海ノ口1138番地2 南牧村中央公民館
南佐久郡佐久穂町	7月26日(水)	午前11時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで	南佐久郡佐久穂町大字海瀬2570番地 佐久穂町生涯学習館「花の郷・茂来館」
佐久市のうち臼田地区	7月27日(木)	午前9時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	佐久市下越16番地5 佐久市あいとびあ臼田
東筑摩郡生坂村	7月31日(月)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	東筑摩郡生坂村6042番地1 生坂村活性化センター
安曇野市のうち明科地区	8月1日(火)	午後1時から午後3時30分まで	安曇野市明科中川手6824番地1 安曇野市役所明科支所
安曇野市のうち三郷地区	8月2日(水)	午前9時30分から正午まで	安曇野市三郷明盛4810番地1 安曇野市役所三郷支所
安曇野市のうち堀金地区		午後1時30分から午後3時30分まで	安曇野市堀金烏川2750番地1 安曇野市役所堀金支所
安曇野市のうち豊科地区	8月3日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	安曇野市豊科6000番地 安曇野市役所 本庁舎
安曇野市のうち穂高地区	8月4日(金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	安曇野市穂高6658番地 安曇野市役所穂高支所

小諸市のうち北大井、南大井、三岡及び川辺地区	8月28日(月)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	小諸市甲2197番地2 屋内ゲートボール場 すばーく小諸内クラブハウス
小諸市のうち大里、西小諸及び中央地区	8月29日(火)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	
小諸市全域	8月30日(水)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	
飯田市のうち鼎、伊賀良、山本及び松尾地区	9月4日(月)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	飯田市鼎中平1339番地5 飯田市鼎文化センター
飯田市のうち龍江、千代、川路、三穂、竜丘、上久堅及び下久堅地区	9月5日(火)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	飯田市桐林505番地 飯田市竜丘公民館
飯田市のうち橋北、橋南、羽場、丸山及び東野地区	9月6日(水)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	飯田市東栄町3108番地1 飯田勤労者福祉センター
飯田市のうち座光寺及び上郷地区	9月7日(木)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	
飯田市全域(上村及び南信濃地区を除く)	9月8日(金)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	
上伊那郡飯島町	9月11日(月)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	上伊那郡飯島町2537番地 飯島町役場
上伊那郡中川村	9月12日(火)	午前11時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	上伊那郡中川村大草4045番地1 中川村基幹集落センター
上伊那郡辰野町	9月13日(水)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	上伊那郡辰野町中央1番地 辰野町役場
上伊那郡箕輪町	9月14日(木)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	上伊那郡箕輪町大字中箕輪10298番地 箕輪町役場
上伊那郡宮田村	9月15日(金)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	上伊那郡宮田村98番地 宮田村役場
上伊那郡南箕輪村	9月20日(水)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	上伊那郡南箕輪村4825番地1 南箕輪村役場
伊那市のうち高遠町及び長谷地区	9月21日(木)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	伊那市高遠町西高遠1644番地1 高遠町総合福祉センター「やますそ」
東筑摩郡筑北村のうち本城及び坂北地区	9月25日(月)	午前10時から正午まで 午後1時から午後3時まで	東筑摩郡筑北村西条4195番地 筑北村役場
東筑摩郡筑北村のうち坂井地区	9月26日(火)	午前10時から午前11時30分まで	東筑摩郡筑北村坂井5711番地1 筑北村公民館
東筑摩郡麻績村		午後1時から午後3時まで	東筑摩郡麻績村麻績3837番地 麻績村役場
東筑摩郡朝日村	9月27日(水)	午前10時30分から正午まで	東筑摩郡朝日村大字古見1286番地 朝日村中央公民館
東筑摩郡山形村		午後1時30分から午後3時30分まで	東筑摩郡山形村2030番地1 山形村役場
上高井郡小布施町	9月28日(木)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	上高井郡小布施町大字小布施1491番地2 小布施町役場駐車場
上高井郡高山村	9月29日(金)	午前11時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	上高井郡高山村大字高井4972番地 高山村公民館
千曲市のうち森、倉科、生萱、雨宮及び土口地区	10月3日(火)	午前10時30分から正午まで	千曲市大字生萱120番地 千曲市東部体育館
千曲市のうち八幡、桑原及び稲荷山地区		午後1時30分から午後3時30分まで	千曲市大字稲荷山2131番地2 千曲市稲荷山公民館
千曲市のうち埴生、屋代及び栗佐地区	10月4日(水)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	千曲市大字桜堂570番地 千曲市埴生公民館